第九十一条中「、第十一条第一項」の下に「、第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項」を、「同法第十一条第一項」の下に「及び第十一条の三第一項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）

第九十一条の二　船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十三条の二、第二十五条及び第二十五条の二第二項の規定を適用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例）

第九十一条の三　船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項の規定を適用する。この場合において、同法第三十条の二第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

第九十六条第一項中「無料船員職業紹介事業者」の下に「、求人者」を加え、「及び無料船員労務供給事業者」を「、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者」に改める。

第九十七条中「無料船員職業紹介事業者」の下に「、求人者」を、「無料船員労務供給事業者」の下に「、船員労務供給を受けようとする者」を加える。

第九十八条の見出しを「（改善命令等）」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該求人者又は船員労務供給を受けようとする者に対し、第十五条第三項（第四十二条第一項において準用する場合を含む。第三号において同じ。）又は第十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第四十二条第一項及び第五十二条において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一　求人者が第十五条第二項（第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による求めに対して事実に相違する報告をしたとき。

二　求人者又は船員労務供給を受けようとする者が第十六条第一項又は第二項の規定に違反しているとき。

三　求人者又は船員労務供給を受けようとする者が第十五条第三項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して前条の規定による指導又は助言を受けたにもかかわらず再びこれらの規定に違反するおそれがあると認めるとき。

3　国土交通大臣は、船員の募集を行う者（募集受託者を除く。）に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項の規定による勧告をした場合において、当該命令又は勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第百条第一項中「船員の」を「求人者、船員の」に、「又は船員派遣」を「、船員労務供給を受けようとする者又は船員派遣」に改める。

第百二条第一項及び第二項中「行う者」の下に「、求人者、船員労務供給を受けようとする者」を加える。

第百三条第三項を削り、同条第二項中「第五号」の下に「から第八号まで」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、無料船員職業紹介事業者が第三十五条各号（第五号及び第六号を除く。）のいずれかに該当しているときは、許可を取り消すことができる。

第百十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条各号中「行つた者」を「行つたとき」に、「従事した者」を「従事したとき。」に改める。

第百十二条中「いずれかに該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に、「者を除く。）」を「場合を除く。）。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とする。

第百十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第三十六条」を「第三十七条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「第九十八条」を「第九十八条第一項又は第四項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「行つた者」を「行つたとき」に、「従事した者」を「従事したとき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　虚偽の条件を提示して、地方運輸局長又は船員職業紹介を行う者に求人の申込みを行つたとき。

第百十四条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「備え置かなかつた者」を「備え置かなかつたとき」に、「作成した者」を「作成したとき。」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第百十六条第一号中「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第八条の規定　公布の日

二　第一条及び第四条の規定並びに附則第六条、第十三条及び第十四条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百二十八号の改正規定に限る。）の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条、第五条及び第六条の規定並びに附則第十四条（登録免許税法別表第一第百二十八号の改正規定を除く。）及び第十五条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第七条中船員法第六十八条の改正規定及び附則第四条第四項の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（内航海運業法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業（第三条の規定による改正後の内航海運業法（以下この条及び次条において「新内航海運業法」という。）第二条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）を営んでいる者（第三条の規定による改正前の内航海運業法（以下この条において「旧内航海運業法」という。）第三条第一項の登録を受けた者を除く。）は、この法律の施行の日（次条から附則第五条までにおいて「施行日」という。）から起算して一年間（当該期間内に新内航海運業法第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七条第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新内航海運業法第三条第一項の規定にかかわらず、当該船舶の管理をする事業を営むことができる。その者がその期間内に新内航海運業法第四条第一項の規定による登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。